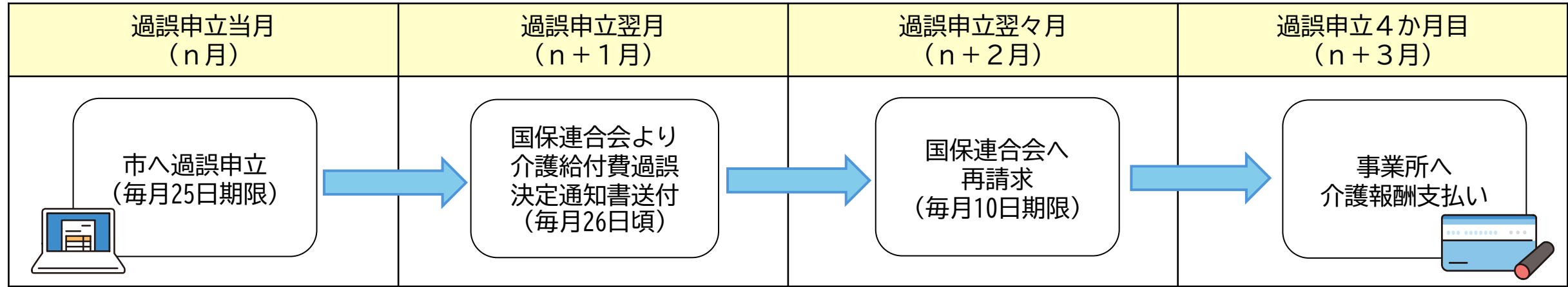
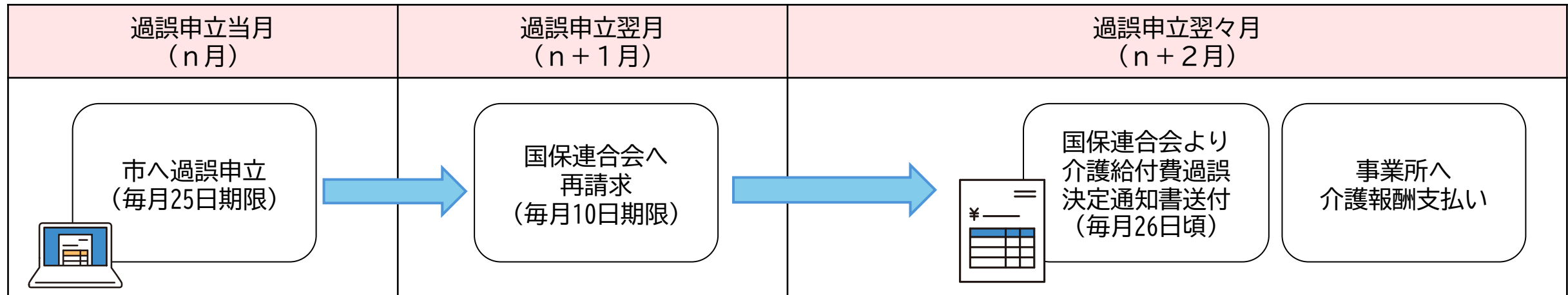


事業所の過誤申立依頼から国保連合会への再請求までの流れ

①通常過誤



②同月過誤 ※保険者等の指導監査や事業所の自主返還等により、大量の実績取り下げが発生する場合におこなってください。



※申立の翌月に再請求しない場合、**通常過誤と同様の請求**となりますのでご注意ください。

過誤申立をおこなう際の注意事項

- ① 原則として「通常過誤」で過誤申立をおこなってください。
保険者等の指導監査や事業所の自主返還等により、大量の実績取り下げが発生する場合は「同月過誤」でおこなってください。
- ② 「同月過誤」をおこなった際、翌月に再請求しない場合は通常過誤と同様の請求になります。
- ③ 通常過誤、同月過誤どちらの場合も当月請求分と相殺されます。
過誤の金額のみ別で支払うことはできません。
- ④ 過誤申立依頼書に不備があった場合、市役所からご連絡いたします。
修正内容によっては次月分として再申請をおこなっていただく場合がありますのでご了承ください。
- ⑤ 過誤申立は市役所に**給付実績が届いてからの受付**となります。
給付実績が届いていない場合は受付できませんので、ご注意ください。

(例) 1月にサービス提供した場合、3月に過誤申立ができます。

1月	2月	3月
サービス提供	事業所より 国保連合会へ請求	国保連合会より 市に給付実績が届く
		 過誤受付可能

